

# 吹田市自殺対策計画

～ 生きることの包括的な支援体制整備計画 ～

## 骨子案

### 計画策定の趣旨

#### 1 策定の背景

わが国の自殺者数は、平成10年(1998年)に急増し、3万人前後の高水準で推移していましたが、平成18年(2006年)の自殺対策基本法(以下「基本法」という。)の制定以降、さまざまな取組みの成果もあって、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成23年(2011年)以降はわずかに減少傾向にあるなど着実に成果を上げています。しかし、国際的にみると、日本の自殺死亡率は高く、依然、深刻な状況にあることは否めません。このような状況の中、平成28年(2016年)4月に基本法が一部改正され、平成29年(2017年)7月には、基本法に基づき「自殺総合対策大綱 ～誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(以下「大綱」という。)が閣議決定されています。

基本法の改正では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として、実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるよう、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの対策をさらに推進することとされました。

#### 2 位置づけ及び期間

##### (1) 位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、国・府の動向を見ながら、本市の状況を勘案して定める自殺対策に関する計画です。また、本市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、基本的な考え方、具体的な取組などを定めるものです。

##### (2) 期間

本計画は、平成31年度(2019年度)から2023年度までの5年間とします。

#### 3 基本的な考え方

基本法の基本理念、大綱の基本方針に従い、住民の身近なところで支援を行う様々な相談機関、支援団体がある市の特徴を活かして、早期に効果的、総合的な対応ができるよう相談機関等のネットワークの構築、自殺対策の普及啓発、人材育成等に取り組み「生きることの包括的な支援体制」を整備します。

基本法の理念・大綱の方針

×

市の特徴

=

吹田市の自殺対策(事前予防強化モデル)

#### 4 目標

わが国の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であり、大綱では「2026年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少(自殺死亡率13.0以下)」という目標を掲げて対策を推進することとしています。

本計画では、国の目標を踏まえながら、本市の自殺対策を横断的な体制で総合的に推進することにより、計画最終年である2023年までの間においては、できる限り自殺者数の減少に取組みながら、誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指します。

基本  
視点

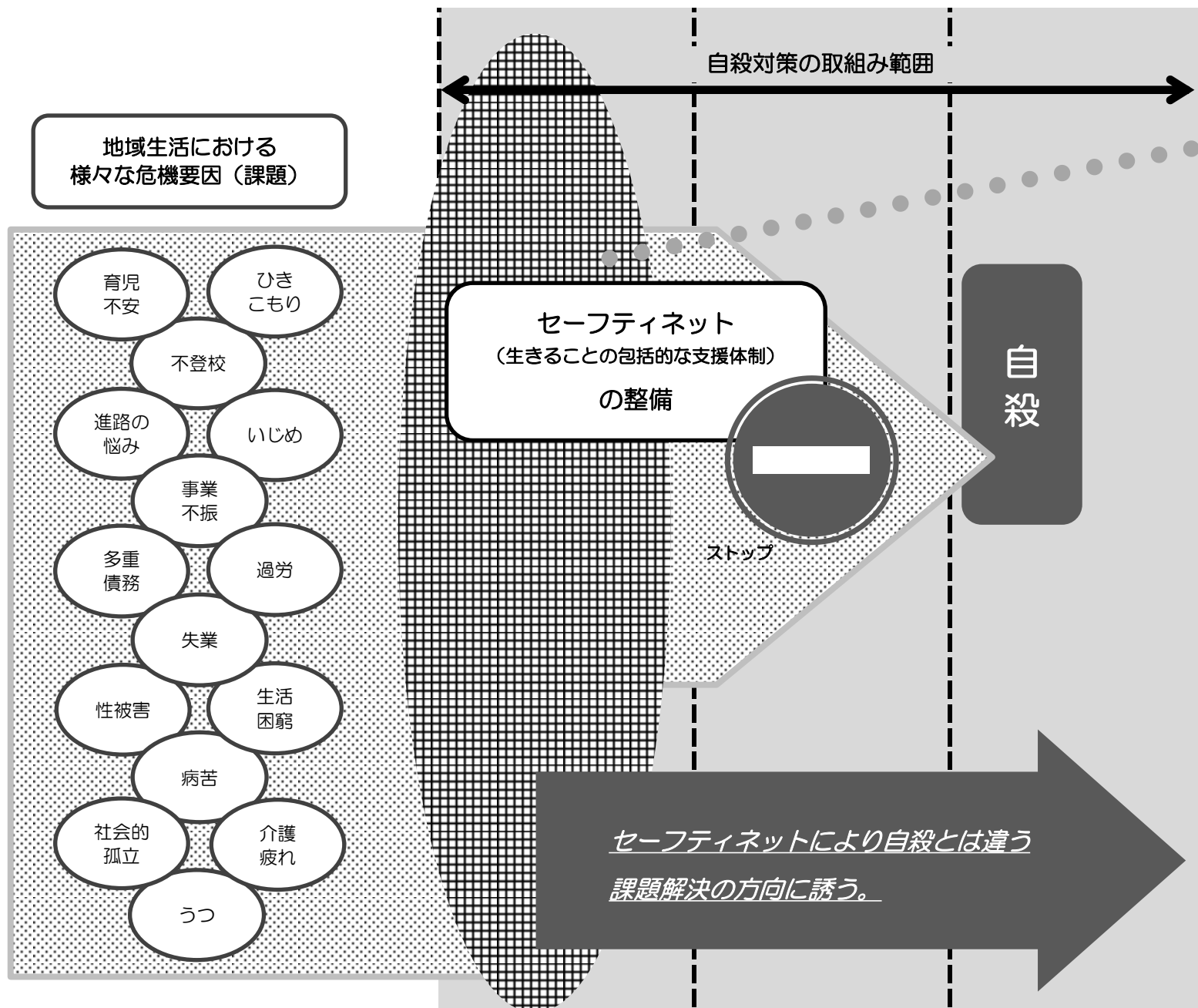
- ① 「生きることの包括的な支援」としての対策の推進
- ② 関連する施策との連携を強化した総合的な対策の推進
- ③ 対応の段階に応じた効果的な対策の推進
- ④ 実践と啓発を両輪とする対策の推進

【事前予防強化モデルの構築】

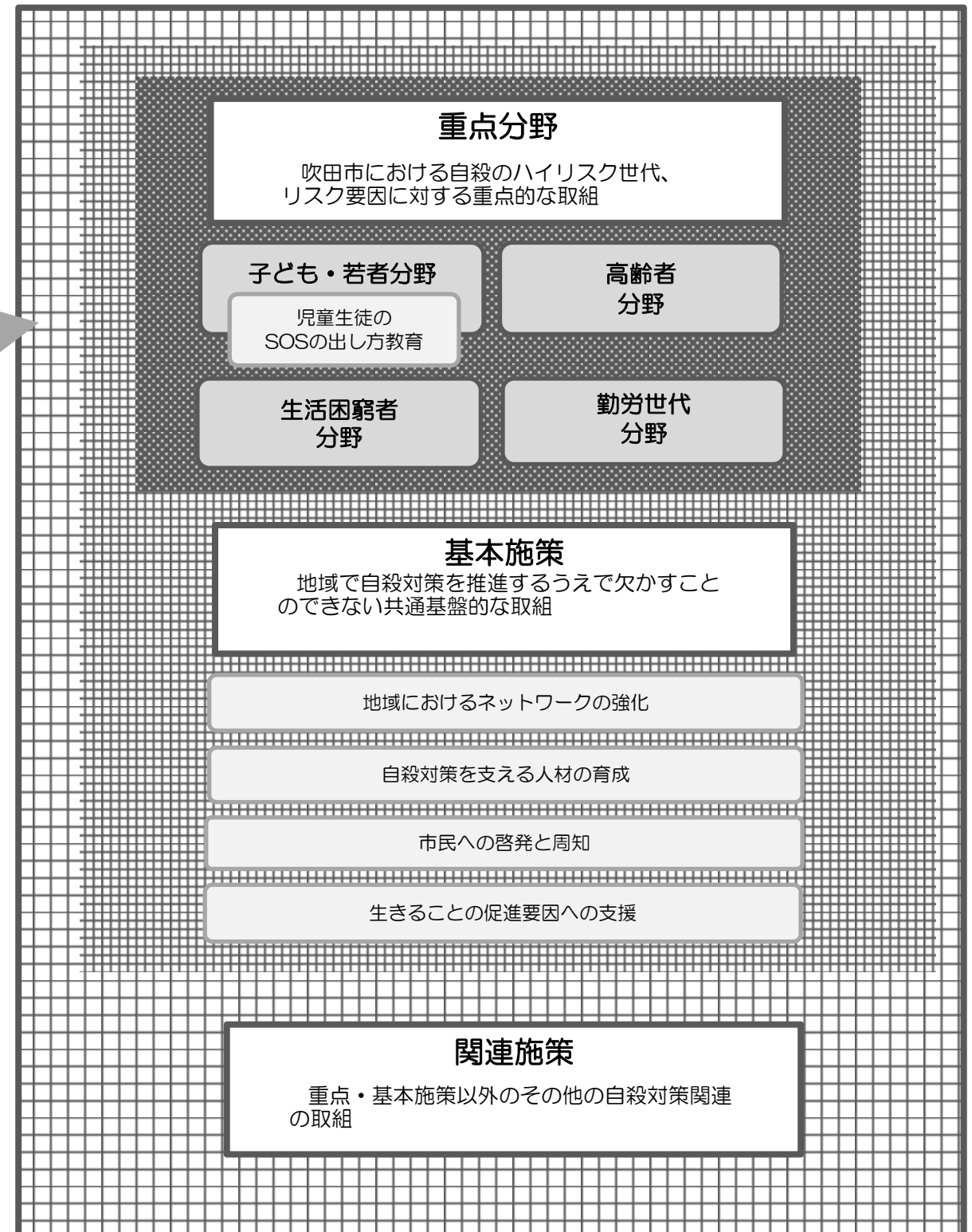
自殺は、その多くが地域生活における様々な危機要因（課題）により追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、より早期である事前予防の段階において、多様な相談機関、支援団体等が連携し、総合的、効果的に危機要因（課題）に対応することにより「自殺」とは違う課題解決の方向へ誘うセーフティネット（生きることの包括的な支援体制）の整備に取組み、早期発見・早期対応を意識した事前予防強化モデルの構築を図ります。

【事前予防強化モデルのイメージ】

自殺対策の段階	第1段階	第2段階	第3段階
対応	事前予防	危機対応	事後対応
対象	市民	自殺リスクの高い人	遺族等



【施策体系図】



## 重点分野

\* 吹田市における自殺のハイリスク世代、リスク要因に対する重点的な取組

重点分野1

子ども・若者への支援（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）

重点分野2

高齢者への支援

重点分野3

生活困窮者への支援

重点分野4

勤労世代への支援

## 基本施策

\* 自殺対策を推進する上で欠かすことのできない共通基盤的な取組

基本施策1

地域におけるネットワークの強化

自殺は、複数の課題（危機要因）が連鎖し、追い込まれた末のものであることから、その課題解決においては、各相談機関等の密な連携が重要ですので、相談機関のネットワークの強化に取組み、早期発見・早期対応の支援体制を整備します。

自殺対策を支える人材の育成

市職員や様々な分野の専門家、関係者に対し、ゲートキーパー養成研修等を開催し、自殺対策の支え手となる人材の育成を図ります。

基本施策3

市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であるということ、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及・啓発に取組みます。

基本施策4

生きることの促進要因への支援

自殺対策は、病苦、生活苦、失業、多重債務、孤独等の「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、やりがいのある仕事、経済的な安定等の「生きることの促進要因」を増やす取組が必要であり、双方の取組を通じて、自殺リスクの低下に取組みます。

## 関連施策

\* 基本・重点施策以外のその他の自殺対策関連の取組

【問合せ先】

健康医療部 保健センター

〒564-0072 吹田市出口町19-2

tel: (06) 6339-1212 fax: (06) 6339-7075

e-mail: hoknc\_kr@city.suita.osaka.jp